

## 独占禁止法コンプライアンス・プログラムの実効性を確保するための方策(各論)——「3つのK」——

Kenshu  
研修等による未然防止**独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定**

社員に、独占禁止法違反行為についての知識を効果的・効率的に習得させるための有用な方策。内容をより実践的なものとするのが求められる。

**社内研修の実施**

社員に、独占禁止法コンプライアンス上の知識を習得させるための重要な方策。内容をより実効的なものとするのが求められる。

**法務相談体制の整備**

独占禁止法違反行為の未然防止だけでなく、独占禁止法違反を懸念して営業活動が過度に萎縮することがないようにするためにも、相談体制が設けられ、活用されることが必要。

**社内懲戒ルールの整備**

独占禁止法違反行為の未然防止には、社内懲戒ルールによる違反行為への誘因の抑制が不可欠。実効性を担保するためには、独占禁止法違反行為への関与が懲戒対象となることの明記・周知とともに、処分を社内でも公表することも必要。

**同業他社との接触ルールの策定**

特に営業担当者による同業他社との接触は、カルテルや入札談合のリスクが高く、具体的な留意事項等を定め周知することが必要。

Kansa  
監査等による確認と早期発見**独占禁止法監査の実施**

業務監査は、独占禁止法違反行為の早期発見に関しても有用。監査を効果的・効率的に実施するためには、独占禁止法上のリスクの高い部門や事案について重点的に行う、既存の仕組みを活用するなどの工夫が求められる。

**内部通報制度の整備**

水面下で生じている問題行為に関する情報を入手する上で重要な手段であり、内部通報制度を設けるだけでなく、利用されるものとするのが必要。

**社内リニエンシー**

独占禁止法違反行為の社内における早期発見と、その後の社内調査や公正取引委員会等による調査における関係社員の協力姿勢の確保につながる方策。

Kikikanri  
危機管理**経営トップのイニシアティブによる迅速な対応と的確な意思決定**

独占禁止法違反行為に係る情報に接した場合、想定されるリスクやコストを可及的に最小化するためには、情報を迅速に収集・分析・評価し、的確な意思決定を行うことが重要。

**課徴金減免制度等の積極的活用**

独占禁止法違反に伴うコスト低減のためには、課徴金減免制度や海外諸国における同様の制度を利用することが有用。

**有事対処マニュアルの事前整備**

独占禁止法違反行為に係る情報に接した場合の対処方針や手続といった基本事項（対処に係る担当部署・担当者連絡先、公正取引委員会への相談方法、課徴金減免制度の利用方法、社内調査等の担当者、担当部署から経営トップまでの連絡・指示体制等）を事前に文書で取りまとめ、関係者間で共有しておくことが有益。

**的確な社内調査の実施**

独占禁止法違反行為に係る情報に接した場合に迅速かつ正確に情報収集をするため、経営トップがイニシアティブを発揮し、社内調査への協力の確保と社内文書等の資料の保全を図ることが重要。

また、当該情報と類似・関連する事業や海外における同種の事業における調査の必要性にも留意。